

内田良・苫野一徳 著

『みらいの教育
学校現場をブラックから
ワクワクへ変える』

武久出版、2018 年

144 頁、1620 円（税別）

現在、公立学校教員には残業代が支払われていない。それは「給特法（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法）」があるからだ。本書を読めば、給特法を維持する論拠が今や見当たらないことを読者は理解するだろう。

内田氏は、文科省や中教審が、教員が好きで残業していると見なしていることを暴く。また、給特法ができた当時に比べ、現在の教員の勤務時間が大きく増加しているというデータもとに、もはや給特法が維持できないと言う。その上で、教員の働き方改革について、在宅勤務にも対応しうる形で議論していくべきだと説く。

苫野氏は、教師の仕事が「人格の完成」を担う崇高で「特殊」な仕事であるという、給特法的前提にある理屈を原理的に批判する。まず、崇高で「特殊」な仕事というのは教師に限らず、あらゆる職業で成立しうる。次に、教師の仕事は、「子どもたちに、＜自由の相互承認＞の感度を育むことを土台に、＜自由＞に生きられるための＜教養＝力能＞を育むこと」によって、「市民社会の土台を

築くことにある」（77 頁）。市民社会の土台を築くという点では、教師は他の一般公務員と変わらない。さらに、苫野氏は、教育を政治と経済の論理から切り離そうとして「教育固有の価値」を掲げた勝田守一らの戦後教育学が、教育の「特殊性」論を支えてきたのではないかと問う。しかし、教育は、政治や経済と同様に、市民社会の原理を土台に構想されなければならないのだから、教育固有の“視座”はあっても、「教育固有の価値」はないと苫野氏は記す。ただ、ここで問うてみたいのは、教育が市民社会の原理を土台にする点で政治や経済と変わらないとしても、やはり「教育固有の価値」はあるのではないかと問う。それは、先の引用にもある「育む」ことに関わる価値だ。教育に「市民社会のルール」（30 頁）を貫徹してよいのか。たとえば子どもが罪を犯すとき、成人と同じように罰せられるべきだろうか。また、子どもは大人と同じように働くべきだろうか。もしそうでないとしたら、ここには子どもを市民社会の成員に向けて「育む」ためにこそ、市民社会から一定程度保護されるべきだという論理があるからではないか。それゆえ、市民社会の土台を築くという「目的」において教育に固有の価値はないとしても、市民社会の成員を育てるための「方法」においてこそ、教育固有の価値が存在するとは言えないだろうか。ただし、このことが給特法を正当化するわけではまったくないことは言うまでもない。

高宮正貴（大阪体育大学）